

# 株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号  
株式会社 省電舎ホールディングス  
代表取締役社長 橋 口 忠 夫

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月26日 金曜日 午前10時  
(受付開始予定時刻：午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号  
メルパルク東京 3階 薔薇
3. 株主総会の目的事項  
(報告事項) 第35期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告・  
計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等  
委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(決議事項)  
第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類および連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社のウェブサイト (URL <https://shodensya.com/>) において掲載させていただきます。

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (URL <https://shodensya.com/>) に掲載していませんので、本招集ご通知および添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善など緩やかな回復基調にありましたが、相次ぐ自然災害や消費増税により個人消費に力強さを欠く状況となりました。また、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、日韓関係の悪化等、不安定な政治経済情勢に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に悪化しており、景気は厳しい状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、「エネルギー・ソリューションを通じて地球環境と社会に貢献する。」という理念の下、引き続き、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の導入に関連する企画・設計・販売・施工並びにコンサルティングをコアな業務として事業展開しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は22億73百万円（前連結会計年度比9億92百万円増、77.5%増）となりました。

損益に関しましては、支払報酬、支払手数料等内部管理体制強化関連費用が嵩んだことにより販売費及び一般管理費が5億91百万円（前連結会計年度比4百万円増）と前連結会計年度から引き続き高水準で推移したことから、営業損失1億67百万円（前連結会計年度 営業損失3億62百万円）、経常損失1億71百万円（前連結会計年度 経常損失3億99百万円）となりました。

また、2019年10月16日開催臨時株主総会の特別決議により、当社が保有する株式会社エール（以下、「エール」といいます。）の全株式を譲渡すること（以下、「本件株式譲渡」といいます。）が承認され、翌10月17日付けで本件株式譲渡契約の効力が発生したことに伴い、エール、及びエールが51%の株式を保有する株式会社エールケンフォー（以下、「AK4」といいます。）が、当社の連結対象から除外されました。

この結果、本件株式譲渡に伴い特別損失1億49百万円を計上したことに加えて、当社グループが賃借する事務所等における賃貸借契約終了後の撤去及び原状回復に係る影響額として資産除去債務13百万円を特別損失として計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は3億59百万円（前連結会計年度 親会

社株主に帰属する当期純損失1億61百万円)となりました。

セグメントの業績については、次の通りであります。

(省エネルギー関連事業)

省エネルギー関連事業におきましては、売上高18億1百万円(前連結会計年度比8億32百万円増、85.9%増)、セグメント損失は2億11百万円(前連結会計年度セグメント損失2億77百万円)となりました。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業におきましては、売上高4億71百万円(前連結会計年度比1億59百万円増、51.4%増)、セグメント利益は50百万円(前連結会計年度セグメント損失1億38百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

運転資金として、当社取締役である井元義昭氏からの借入により、2019年5月24日付で2億円（うち50百万円を2019年8月6日付で返済）、2019年11月11日付で50百万円の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、AK4株式の51.0%を保有する完全子会社エールの全株式を、AK4代表取締役である中村 健治氏に譲渡する旨の契約を、2019年7月19日付で締結いたしました。これに伴い、エール及びAK4は、2019年10月16日の臨時株主総会で承認をされた結果、2019年10月17日を効力発生日として当社連結子会社から除外されました。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員3名（社外取締役監査等委員）を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外役員への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

② 財務基盤の強化

当社は、長年に渡る事業赤字の計上、及び過年度決算訂正、内部管理体制強化に係るコストなどが嵩んだことなどにより、2020年3月末における連結純資産は19百万円まで減少しており、経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難な状況であります。このため、当社グループが、業容拡大、収益力の強化を推し進めるためには、著しく減少している連結純資産の増強が喫緊の課題であり、早期に新株発行による増資を行い、連結純資産の増強を目指します。

③ 低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは、コスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、省エネルギーシステム、設備構築を確実にマネジメントし、技術的な問題等を理解し、解決できる人材については積極的に確保を図ってまいります。

⑤ 事業基盤の強化

当社グループでは、常に進展する技術等に対応し、より幅広い顧客層を開拓するため、パートナー企業とのより強固な連携が課題となっております。特に、商材の開発及び顧客開拓においては、これまでの業務提携先、取引先等と積極的な事業協力を行ってまいります。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 32 期 2017年3月期	第 33 期 2018年3月期	第 34 期 2019年3月期	第 35 期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高 (千円)	2,429,965	1,789,350	1,280,341	2,273,085
経 常 損 失 (△) (千円)	△31,525	△292,495	△399,757	△171,102
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	70,075	△582,181	△161,314	△359,630
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失(△)	33.17	△214.13	△56.80	△85.58
総 資 産 (千円)	2,049,931	2,159,403	1,995,055	731,377
純 資 産 (千円)	852,092	261,758	495,449	19,272
1株当たり 純資産額 (円・銭)	257.08	28.52	90.26	4.59

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 32 期 2017年3月期	第 33 期 2018年3月期	第 34 期 2019年3月期	第 35 期 (当事業年度) 2020年3月期
売 上 高 (千円)	102,895	(注) 84,330	(注) 70,974	62,941
経 常 損 失 (△) (千円)	△161,366	△272,704	△250,711	△209,761
当期純損失(△) (千円)	△45,539	△470,914	△119,029	△430,537
1株当たり当期 純損失(△) (円・銭)	△21.55	△173.97	△41.91	△102.46
総 資 産 (千円)	822,690	518,525	512,505	334,418
純 資 産 (千円)	614,111	107,178	450,187	19,272
1株当たり 純資産額 (円・銭)	227.21	38.92	107.13	4.59

(注) 当社において、第35期より表示方法の変更を行っており、第33期、第34期の売上高については、遡及処理後の数値を記載しております。



(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社省電舎	百万円 140	% 100	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(注) 当社は、AK4株式の51.0%を保有する完全子会社エールの全株式を、AK4代表取締役である中村 健治氏に譲渡する旨の契約を、2019年7月19日付で締結いたしました。これに伴い、2019年10月16日の臨時株主総会で承認をされた結果、2019年10月17日を効力発生日として当社連結子会社から除外されました。

(10) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
省エネルギー関連事業	省エネルギー事業及び導入機器の販売業務
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(11) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

当社	本社：東京都港区 大阪オフィス：大阪府大阪市西区
株式会社省電舎	本社：東京都港区

(12) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

	従 業 員 数	対前連結会計年度末比増減
省エネルギー関連事業	19名（5）	2名増
再生可能エネルギー事業	—	3名減
共 通	7名（2）	2名増
合 計	26名（7）	1名増

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	3名増	47.71歳	4.51年

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を記載しております。

(13) 主な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
井 元 義 昭	200,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 10,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 4,202,173株  |
| (3) 株 主 数      | 2,372名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
井 元 義 昭	1,400,000株	33.31%
中 村 健 治	714,400株	17.00%
伊 藤 篤 之	54,000株	1.28%
楽 天 証 券 株 式 会 社	41,600株	0.98%
DBS BANK LTD 700170	40,000株	0.95%
株 式 会 社 S B I 証 券	32,800株	0.78%
丸 山 厚 治	30,000株	0.71%
西 出 佳 世 子	27,200株	0.64%
竹 中 昭 敏	26,500株	0.63%
J. P. Morgan Securities plc	22,700株	0.54%

(注) 持株比率は自己株式（62株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等（2020年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中において当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容等  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項等  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状 況（2020年3月31日現在）

##### ① 取締役 の 状 況

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
橋 口 忠 夫	代表取締役社長	
井 元 義 昭	取締役会長	
大 浦 隆 文	取締役	管理本部長
千 葉 恵 介	取締役	
山 田 勝 重	取締役	監査等委員
原 口 稔	取締役	常勤監査等委員
佐 塚 卓	取締役	監査等委員

- (注) 1. 取締役山田勝重氏、原口稔氏および佐塚卓氏は、会社法施行規則第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役田中圭氏は、2019年10月16日付で辞任いたしました。なお、辞任時の担当は管理本部長でありました。また、同氏は、株式会社省電舎の監査役を兼職しておりましたが、2019年12月26日付で辞任いたしました。
3. 取締役原口稔氏は、エネルギー事業を中心とする関連企業において要職を務められるなど、会社経営を監査するのに十分な見識を有していることから、内部管理体制の一層の強化を目的として、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しております。
4. 取締役山田勝重氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役佐塚卓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### ② 取締役 の 報 酬 等 の 額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	5名	27,965千円	
取締役（監査等委員）	3名	10,800千円	うち社外取締役3名10,800千円
計	8名	38,765千円	

- (注) 1. 会社法第361条に基づく株主総会承認の報酬限度額 取締役（監査等委員を除く）年額 100,000千円
2. 会社法第361条に基づく株主総会承認の報酬限度額 取締役（監査等委員）年額 30,000千円（いずれの限度額も2018年6月27日開催の第33期定時株主総会決議）

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼任の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

氏名	兼任先および兼任内容	兼任先と当社との取引関係
山田 勝重	日本メディカルビジネス株式会社 社外監査役 放送大学 客員教授	当社と当該他の法人等の関係で記載すべき当該事項はありません。
佐塚 卓	佐塚公認会計士事務所 代表 株式会社アクセルコンサルティング、アクセル会計事務所 パートナー	当社と当該他の法人等の関係で記載すべき当該事項はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
山田 勝重	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会30回のうち26回に出席し、監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、企業法務に関する豊かな専門知識と豊富な実務経験を活かして中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。
原口 稔	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会30回のうち27回に出席し、監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。また、同氏は、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しました。これに伴い、上記会議体への出席に加えて、各部門への監査等委員監査を積極的に行い、管理本部、内部監査室との連携が強化され、監査等委員監査の実効性の強化につながっているものと認識しております。
佐塚 卓	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会30回のうち24回に出席し、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての財務及び会計の高い見識と豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

やまと監査法人

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、過去の不適切会計処理の問題を受けて、2019年2月14日に、内部管理体制の再構築を目指し、改善計画・状況報告書を作成、公表し、同改善計画に基づく体制の整備を行い、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図って参りました。今期も、引き続き、上記改善計画に基づく施策を継続し、より強固な内部管理体制の構築に努めて参ります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。当社グループ全社を横断する経営会議を設置し、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については、外部の専門家と共同で事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、役職員に対するコンプライアンス教育・研修を継続的に実施すると共に、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、外部の弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることが無いことをその内容に含んでおります。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。また、取締役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンス・リスクに対処する為、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当該規程に基づき、管理本部及び内部監査室は、経営会議、取締役会、監査等委員会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

④ 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議を設置し、原則毎月開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部署と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統および権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

⑥ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会は、原則月に一回開催される取締役会の前に開催され、取締役会における審議事項を事前に、担当取締役等から報告を受ける体制をとり、取締役会で十分な議論ができる体制をとっております。また各監査等委員は、必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。



⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

⑧ 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力団追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適正に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役3名を含む7名の取締役で構成され、社外取締役3名を含む3名の監査等委員が出席する取締役会を30回開催し、そのうち山田勝重氏26回、原口稔氏27回、佐塚卓氏24回出席しており、業務に関する重要事項について決議するとともに、当社子会社に関する報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、取締役及び各本部の本部長出席の本部長会議において毎月1回開催し、重要事項について慎重に検討しております。

② 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、必要がある場合は、外部専門家との連携を図ります。当連結会計年度においては、監査等委員会を16回開催し、そのうち山田勝重氏15回、原口稔氏15回、佐塚卓氏16回出席しており、監査等委員間での意思疎通を図るとともに効果的な監査等委員会の職務執行に努めております。

③ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づき、取締役会、経営会議、内部監査室、監査等委員会、子会社取締役会の各会議体にて、リスクの把握とその管理体制を整備しております。また、内部通報運用規程に基づき弁護士を通報窓口とするコンプライアンス通報窓口を設置しております。

- (3) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
該当事項はありません。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、その他の数値については単位未満を四捨五入しております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>664,013</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>698,559</b>
現金及び預金	440,384	買掛金	16,246
受取手形及び売掛金	157,448	短期借入金	200,000
原材料	2,172	未払金	383,415
未成事業支出金	49,081	前受金	54,480
前渡金	457	未払法人税等	12,051
その他	20,100	未払消費税等	10,804
貸倒引当金	△5,632	工事損失引当金	14,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>67,363</b>	その他	7,560
投資その他の資産	67,363	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,545</b>
投資有価証券	38,421	資産除去債務	13,200
長期滞留債権	21,117	繰延税金負債	345
破産更生債権等	45,371	<b>負 債 合 計</b>	<b>712,104</b>
長期未収入金	44,030	純 資 産 の 部	
その他	29,050		千円
貸倒引当金	△110,626	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,491</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>731,377</b>	資本金	1,253,319
		資本剰余金	1,351,298
		利益剰余金	△2,586,074
		自己株式	△52
		その他の包括利益累計額	781
		その他有価証券評価差額金	781
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,272</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>731,377</b>

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		2,273,085
売 上 原 価		1,849,188
売 上 総 利 益		423,897
販売費及び一般管理費		591,095
営 業 損 失		167,198
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,769	
受 取 配 当 金	24	
違 約 金 収 入	2,167	
債 務 勘 定 整 理 益	897	
そ の 他	487	5,345
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,424	
債 権 売 却 損	1,004	
そ の 他	820	9,249
経 常 損 失		171,102
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,490	2,490
特 別 損 失		
減 損 損 失	71,315	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	91,625	
そ の 他	628	163,568
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		332,180
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,345	19,345
当 期 純 損 失		351,526
非支配株主に帰属する当期純利益		8,104
親会社株主に帰属する当期純損失		359,630

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,253,319	1,351,298	△2,226,444	△47	378,125
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△359,630		△359,630
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			△359,630	△4	△359,634
当期末残高	1,253,319	1,351,298	△2,586,074	△52	18,491

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,155	1,155	116,167	495,449
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△359,630
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△373	△373	△116,167	△116,541
当期変動額合計	△373	△373	△116,167	△476,176
当期末残高	781	781	—	19,272

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 省電舎ホールディングス  
取締役会 御中

やまと監査法人  
東京都港区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小黒健三 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村喬 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社省電舎ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>267,227</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>301,600</b>
現金及び預金	82,068	買掛金	2,607
売掛金	20,035	短期借入金	200,000
原材料	2,172	未払金	86,429
立替金	191,572	未払費用	720
前払費用	9,755	未払法人税等	8,470
関係会社貸付金	290,500	預り金	2,356
未収入金	4,069	前受収益	920
その他	13,720	その他	95
貸倒引当金	△346,667	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,545</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>67,191</b>	資産除去債務	13,200
投資その他の資産	67,191	繰延税金負債	345
投資有価証券	38,421	<b>負 債 合 計</b>	<b>315,145</b>
敷金及び保証金	28,797	純 資 産 の 部	
長期未収入金	44,030		千円
破産更生債権	15,807	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,491</b>
その他	80	資本金	1,253,319
貸倒引当金	△59,945	資本剰余金	1,351,298
<b>資 産 合 計</b>	<b>334,418</b>	資本準備金	1,060,499
		その他資本剰余金	290,799
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△2,586,074</b>
		その他利益剰余金	△2,586,074
		繰越利益剰余金	△2,586,074
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△52</b>
		評価・換算差額等	781
		その他有価証券評価差額金	781
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,272</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>334,418</b>



# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		62,941
売 上 原 価		24,718
売 上 総 利 益		38,223
販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	38,765	
給 料 及 び 手 当	37,227	
賃 借 料	19,431	
支 払 報 酬	89,094	
減 価 償 却 費	161	
支 払 手 数 料	37,617	
貸 倒 引 当 金 繰 入	△8,660	
そ の 他	39,018	252,656
営 業 損 失		214,433
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,385	
受 取 配 当 金	24	
違 約 金 収 入	2,167	
そ の 他	912	10,489
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,493	
そ の 他	324	5,817
経 常 損 失		209,761
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	823	823
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,291	
関 係 会 社 株 式 売 却 損 失	210,799	
そ の 他	628	224,719
税 引 前 当 期 純 損 失		433,656
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△3,119
当 期 純 損 失		430,537

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	1,253,319	1,060,499	290,799	1,351,298	△2,155,537	△2,155,537	△47	449,032
当期変動額								
当 期 純 損 失					△430,537	△430,537		△430,537
自 己 株 式 の 取 得							△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計					△430,537	△430,537	△4	△430,541
当期末残高	1,253,319	1,060,499	290,799	1,351,298	△2,586,074	△2,586,074	△52	18,491

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,155	1,155	450,187
当期変動額			
当 期 純 損 失			△430,537
自 己 株 式 の 取 得			△4
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△373	△373	△373
当期変動額合計	△373	△373	△430,914
当期末残高	781	781	19,272

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 省電舎ホールディングス  
取締役会 御中

やまと監査法人  
東京都港区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小黒 健三 ㊞  
  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社省電舎ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社省電舎ホールディングス 監査等委員会

監査等委員	山田勝重	㊟
監査等委員	原口稔	㊟
監査等委員	佐塚卓	㊟

※監査等委員山田勝重、原口稔及び佐塚卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役4名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について当社の監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

監査等委員でない取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	橋 口 忠 夫 (1948年8月21日生)	1974年4月 東京芝浦電気(株) 入社 1994年4月 (株)東芝 中国支社産業電機部 部長 1996年4月 同社 電機本部装置産業営業部 部長 2000年10月 同社 電機本部産業電機事業部長 2001年4月 同社 中国支社 支社長理事 2003年4月 同社 マーケットクリエーション部長 理事 2004年6月 東芝キャリア空調システムズ(株) 代表 取締役社長 2008年4月 東芝キャリア(株) 代表取締役副社長 2009年4月 東芝エレベーター(株) ビルファシリテ ー事業部 営業統括顧問 2012年4月 芝江産業(株) 顧問 2017年11月 (株)省電舎 社長室長 2018年6月 当社 代表取締役副社長 2018年6月 (株)省電舎 代表取締役社長 (現任) 2019年4月 当社 代表取締役社長 (現任)	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	井 元 義 昭 (1944年10月20日生)	1967年4月 津ノ国会計事務所 入所 1986年7月 丸清商事(株) (現：(株)エス・エム・シー) 設立 代表取締役社長 (現任) 1987年1月 (株)ハウスセゾン 取締役 1987年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2002年3月 (株)はーとふるセゾン設立 代表取締役社長 (現任) 2011年2月 (株)パーム・ド・セゾン 設立 代表取締役社長 2011年11月 GeorgeSpirits(株) 設立 代表取締役社長 (現任) 2012年2月 (株)明豊エンタープライズ 入社 代表取締役社長 2012年10月 同社 取締役会長 2014年12月 (株)ハウスセゾンエンタープライズ 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年9月 REGALIAPIONEER.BHD. DIRECTOR 2017年10月 (株)明豊エンタープライズ 代表取締役会長 (現任) 2019年6月 当社 取締役会長 (現任)	1,400,000株
3	大 浦 隆 文 (1962年11月3日生)	1985年4月 (株)十八銀行 入行 1986年9月 (株)丸二タクシー 入社 1992年4月 (株)十八銀行 入行 2004年5月 (株)ディーワンダーランド (現：大黒屋グローバルホールディング(株)) 入社 管理部 マネージャー 2004年12月 同社 取締役管理部長 2007年3月 (株)ジャレコ・ホールディング 入社 執行役員CFO 2009年3月 トレイダーズホールディングス(株) 入社 財務部長兼総務部長 2012年2月 JALCOホールディングス(株) 入社 管理本部長 2012年6月 同社 取締役 管理本部長 2017年7月 (株)タスク 入社 事業戦略室 執行役員 2019年7月 当社 出向 管理本部長代理 2019年10月 当社 取締役 管理本部長 (現任) 2019年12月 (株)省電舎 取締役 (現任)	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	千 葉 恵 介 (1979年9月10日生)	2006年10月 最高裁判所司法研修所修了(59期) 渥美総合法律事務所(現:渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)入所 2010年1月 三井物産(株)法務部法務第一室に出向 (2010年12月迄) 2014年9月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 入所 2016年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー 2019年12月 当社 取締役(現任) 2019年12月 (株)省電舎 取締役(現任)	-株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 「所有する当社株式の数」については、2020年3月31日現在の所有株式数を記載しております。



第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	山田勝重 (1949年12月19日生)	1978年4月 蘇木・新明・土屋・下山田・長内・法律事務所勤務 1981年4月 山田法律特許事務所 パートナー所長(現任) 1990年6月 ㈱ミツウロコ(現:㈱ミツウロコグループホールディングス) 監査等委員社外取締役(現任) 1996年4月 明治大学法学部 兼任講師 2001年4月 日本大学法学部 兼任講師 2003年4月 東京農工大学 非常勤講師兼客員教授 2003年6月 ㈱ジェーシー・コムサ 監査役(現任) 2004年4月 ㈱ドクター・シーラボ 社外監査役 2004年4月 国立大学法人お茶の水女子大学 監事 2005年4月 明治大学法科大学院 特任教授 2008年12月 日本メディカルビジネス(㈱) 監査役(現任) 2012年5月 放送大学 客員教授(現任) 2018年5月 当社 監査役 2018年6月 ㈱スーパーナース社外監査役(現任) 2018年6月 当社取締役 監査等委員(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	原 口 稔 (1955年10月23日生)	1979年4月 ㈱ミツウロコ（現：㈱ミツウロコグループホールディングス）入社 2002年4月 同社 管理本部 情報システム部長 2005年4月 同社 管理本部 財務経理・関係会社業務兼情報システム部長 2005年6月 同社 取締役 2007年4月 同社 取締役 内部監査室長兼情報システム部長 2008年4月 同社 取締役 財務経理・関係会社業務兼情報システム部長 2010年4月 同社 取締役 監査室部長 2010年6月 同社 監査役 2011年10月 同社がHD設立により㈱ミツウロコグループホールディングス監査役 2015年6月 ㈱ミツウロコリース 代表取締役 2018年6月 当社取締役 監査等委員 2019年11月 当社取締役 常勤監査等委員（現任） 2019年12月 ㈱省電舎 監査役（現任）	-株
3	佐 塚 卓 (1980年3月7日生)	2005年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年7月 ㈱AGSコンサルティング/AGS税理士法人 入所 2014年11月 佐塚公認会計士事務所 設立 代表（現任） 2017年3月 ㈱アクセルコンサルティング、アクセル会計事務所 パートナー（現任） 2018年6月 当社取締役 監査等委員（現任）	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田勝重氏、原口稔氏、佐塚卓氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
3. 原口稔氏は、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しております。
4. 山田勝重氏、原口稔氏、佐塚卓氏は、現に当社の社外取締役（監査等委員）であり、在任期間は本総会終結の時をもって各々2年になります。
5. 山田勝重氏、原口稔氏、佐塚卓氏は、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。各候補者の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、山田勝重氏、原口稔氏、佐塚卓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園 2丁目 5番20号  
メルパルク東京 3階 薔薇  
電話 03 (3433) 7210



(交通) ●JR・モノレール

浜松町駅(北口)より徒歩10分

●都営地下鉄三田線

芝公園駅より徒歩5分

●都営地下鉄浅草線・大江戸線

大門駅より徒歩7分

## 【新型コロナウイルス「COVID-19」への対応に関するお知らせ】

新型コロナウイルス「COVID-19」感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会会場での座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。

また、株主総会会場及び開催時間が変更となる場合もありますので、予めご了承の程、宜しくお願い申し上げます。